

KPMG Japan e-Tax News

No.303 15 April 2024

税務情報

所得合算ルールに係る別表等を定める省令の公布

2023 年度税制改正では、OECD/G20 の BEPS 包摂的枠組みにおいて合意された第 2 の柱に係るグローバル・ミニマム課税に対応するため、所得合算ルール（IIR: Income Inclusion Rule）に相当する「各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税」（以下、日本版 IIR）等が創設され、2024 年度税制改正においても、日本版 IIR 等の制度の明確化等の観点から追加の改正が行われました。日本版 IIR 等は、2024 年 4 月 1 日以後に開始する対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税及び 2024 年 4 月 1 日以後に開始する課税対象会計年度の特定基準法人税額に対する地方法人税から適用されます。

これを受け、4 月 12 日、[官報号外第 94 号](#)において、日本版 IIR 等に係る以下の別表・付表及びこれらの記載要領を定める省令が公布されました。

【法人税】

- 別表 20
各対象会計年度の国際最低課税額に係る申告書
- 別表 20 付表 1
国際最低課税額の計算に関する明細書
- 別表 20 付表 2
構成会社等又は共同支配会社等に係る会社等別国際最低課税額の計算に関する明細書
- 別表 20 付表 3
無国籍構成会社等又は無国籍共同支配会社等に係る会社等別国際最低課税額の計算に関する明細書
- 別表 20 付表 4
未分配所得国際最低課税額に係る会社等別国際最低課税額及び国際最低課税額の計算に関する明細書

【地方法人税】

- 別表 5
各課税対象会計年度の特定基準法人税額に係る地方法人税の申告書

KPMG 税理士法人

〒106-6012

東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー

TEL: 03-6229-8000

FAX: 03-5575-0766

〒530-0005

大阪府大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル15F

TEL: 06-4708-5150

FAX: 06-4706-3881

〒450-6426

愛知県名古屋市中村区名駅3-28-12

大名古屋ビルヂング26F

TEL: 052-569-5420

FAX: 052-551-0580

〒600-8216

京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町843-2

日本生命京都ヤサカビル7F

TEL : 075-353-1270

FAX : 075-353-1271

〒730-0031

広島県広島市中区紙屋町2-1-22

広島興銀ビル7F

TEL: 082-241-2810

FAX: 082-241-2811

〒810-0001

福岡県福岡市中央区天神1-12-14

紙与渡辺ビル8F

TEL: 092-712-6300

FAX: 092-712-6301

info-tax@jp.kpmg.com
kpmg.com/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2024 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.